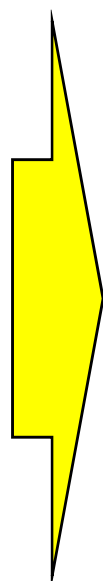


【現 状】

【改正後】

※赤字：基準の追加・変更箇所

試験区分	試験科目	知識能力	試験基準	方式
学科試験	機械工学等	知識	<ul style="list-style-type: none"> ・機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する概略の知識 ・設備に関する概略の知識 ・設計図書を正確に読み取るための知識 	マークシート方式
	施工管理法	知識	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の管理方法に関する概略の知識 	
	法規	知識	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識 	
実地試験	施工管理法	能力	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる一応の応用能力 	記述式



検定区分	検定科目	知識能力	検定基準	方式
第一次検定	機械工学等	知識	<ul style="list-style-type: none"> ・機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する概略の知識 ・設備に関する概略の知識 ・設計図書を正確に読み取るための知識 	マークシート方式
	施工管理法	知識	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の管理方法に関する基礎的な知識 	
		能力	<ul style="list-style-type: none"> ・施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力 	
第二次検定	施工管理法	知識	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者として工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識 	記述式
		能力	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者として設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、並びに必要な機材の選定及び配置等を適切に行うことができる応用能力 	

※第一次検定及び第二次検定の両方の合格に求められる水準は、現行の技術検定に求められる水準と同様

※施工技術検定規則 別表第二 (国土交通省資料) より作成